

Risk Flash No.172

(Vol.5No.14)

発行：滋賀大学経済学部附属リスク研究センター
 発行責任者：リスク研究センター長 久保英也
 〒522-8522 滋賀県彦根市馬場 1-1-1 TEL:0749-27-1404
 FAX:0749-27-1189 e-mail: risk@biwako.shiga-u.ac.jp
 Web page: <http://www.econ.shiga-u.ac.jp/main.cgi?c=10/2>

- 国際政治学の視点：強欲な介入者・・・ Page 1
- 著書紹介：職場のいじめと法則性・・・ Page 2
- リスク研究センター通信・・・ Page 3

国際政治学の視点

強欲な介入者

社会システム学科講師 おおむらひろたか
大村啓喬

内戦（政府と反政府組織よる武力を伴った紛争）に介入する「第三者」が、人道的理由だけでなく敵対国との戦略的相互作用の結果や紛争国との政治的・社会的つながりの維持といった戦略的理由で介入を決めていることについては過去の投稿（Risk Flash No. 110）で説明しました。内戦に介入する第三者は、戦闘被害の拡大や難民の発生などの人道上の問題を理由に介入を決定する場合もあれば、政治的、社会的、そして歴史的つながり（例えば、同盟、同一民族、宗主国・植民地関係）のある内戦国での影響力を維持するために、積極的に介入を選択する傾向にあります。加えて、政治的、社会的、そして歴史的要因と同様に重要と考えられているのが、経済的要因です。なかでも紛争国に豊富な天然資源が存在している場合には、資源がない内戦国の場合より、第三者による介入が多くなると言われています。豊富な天然資源は、富を求める国内アクター（政府や反乱軍）だけでなく、内戦国の外にいる第三者にとっても富への欲望を満たす魅力的なものだというわけです。

各国の政治指導者の最も重要な目標は、指導者の椅子に少しでも長く座り続けることです。そのため、各指導者は自分のリーダーとしての生存期間を少しでも長くするような政策を優先的に選択します。民主主義国の政治指導者にとっては、内戦に苦しむ資源国への介入は、内戦後に樹立された政府による安定的な資源供給を得るチャンスに繋がります。そして非民主主義国の政治指導者にとって、資源国から得た（奪った）天然資源は、自身を支えるパトロンへの重要な賄賂として機能しえます。つまり、豊富な天然資源の獲得（強奪）は、政治体制に関わりなく、すべての政治指導者にとって生存期間を長期化する有効な選択肢といえます。例えば、シエラレオネやコンゴ民主共和国の内戦において国内に存在する豊富な天然資源は、隣国（リベリアとウガンダ）の強欲な政治指導者による介入を引き寄せたと言われています。既存の研究では、豊富な天然資源は保有国に、低経済成長、民主化の停滞、そして内戦をもたらすことが指摘されてきました。その上に、強欲な第三者による介入を引き寄せるとするならば、資源は本当に「福音（blessing）」ではなく「呪い（curse）」でしかないということになってしまうのです。

著書紹介

職場のいじめと法規制

著者：^{おおわだかんた}大和田敢太
発行：日本評論社 2014年7月



著者のつぶやき

いじめ問題が日本社会に蔓延しています。学校でのいじめ問題と職場でのいじめ問題が代表的な事例であり、スポーツ競技指導者による指導の名を借りた暴力事件も頻発しています。しかし、これら各分野でのいじめ問題への対応については、被害者における事態の深刻さとその叫びは等しいものがあるものの、当事者以外の関係者特に問題に対処すべき責任ある立場の人々の危機感や対応の仕方、そしてマスコミの扱いはかなり様相が違ってきます。学校でのいじめについては、公的機関の責任ある対応が避けられないものとなっており、2013年には、「いじめ防止対策推進法」が制定され、スポーツ界においては、JOC等が「暴力行為根絶宣言」を声明し、JOC、日本スポーツ振興センターや日本スポーツ法学会が相談窓口を設置するなど、いじめや暴力行為に対して社会的規制を講じる動きがみられます。

職場でのいじめ問題に対する取組が、本来、社会的に、学校でのいじめ問題やスポーツ界での暴力問題と同じレベルの問題関心をもって扱われるべきであるものの、他の「いじめ」問題と同じ意義から扱おうとする意識は、希薄です。大津市条例が、子どものいじめ問題についての「事業者の役割」に言及しながら、当の事業者の職場内での「いじめ」は放置したままになっています。職場でのいじめ問題は当事者間の問題として位置づけられ、社会的な規制が等閑視されてしまっています。

そのため、職場のいじめを職場のコミュニケーションの問題としたり、メンタルヘルスの問題と位置づけたりする傾向などによって、労働問題として、労働条件の問題あるいは労使関係の問題に位置づける視点が曖昧なままに、非科学的な「パワハラ」概念に基づき、いじめ問題の構造的な性格や企業経営上の課題性を軽視して、有効な規制制度と救済制度を社会的に確立することなく、行政施策の方向性としては関係する個人の心がけや個人的責務の問題にすり替わってしまっています。

こうした問題意識に基づき、本書では、職場のいじめに対する実情、判例を分析し、EUによる調査研究、ベルギー・フランスの立法制度などの取り組みを紹介して、日本においても今後なされる必要のある法規制の課題を明らかにしました。

本書の刊行に際しては、リスク研究センターの出版助成を受けました。この場をお借りし、お礼申し上げます。

リスク研究センター通信

①経済学部講演会報告

6月25日(水)、経済学部講演会にて、今田高俊氏の「高レベル放射性廃棄物の最終処分について」が報告されました。詳しくは、

<http://www.biwako.shiga-u.ac.jp/eml/kouenkai2014/LE20140625imada.htm> をご覧ください。

②オープンキャンパス開催のご案内

平成26年度の滋賀大学オープンキャンパスの詳細は

http://www.shiga-u.ac.jp/admission/open_campus/open_campus_oc/ をご覧ください。

「リスクフラッシュご利用上の注意事項」

本規約は、滋賀大学経済学部附属リスク研究センター(以下、リスク研究センター)が配信する週刊情報誌「リスクフラッシュ」を購読希望される方および購読登録を行った方に適用されるものとします。

【サービスの提供】

1. 本サービスのご利用は無料ですが、ご利用に際しての通信料等は登録者のご負担となります。
2. 登録、登録の変更、配信停止はご自身で行ってください。

【サービスの変更・中止・登録削除】

1. 本サービスは、リスク研究センターの都合により登録者への通知なしに内容の変更・中止、運用の変更や中止を行うことがあります。
2. 電子メールを配信した際、メールアドレスに誤りがある、メールボックスの容量一杯になっている、登録アドレスが認識できない等の状況にあった場合は、リスク研究センターの判断により、登録者への通知なしに登録を削除できるものとします。

【個人情報等】

1. 滋賀大学では、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第59号)に基づき、「国立大学法人滋賀大学個人情報保護規則」を定め、滋賀大学が保有する個人情報の適正な取扱いを行うための措置を講じています。
2. 本サービスのアクセス情報などを統計的に処理して公表することがあります。

【免責事項】

1. 配信メールが回線上的の問題(メールの遅延、消失)等によりお手元に届かなかった場合の再送はいたしません。
2. 登録者が当該の週刊情報誌で得た情報に基づいて被ったいかなる損害については、一切の責任を登録者が負うものとします。
3. リスク研究センターは、登録者が本注意事項に違反した場合、あるいはその恐れがあると判断した場合、登録者へ事前に通告・催告することなく、ただちに登録者の本サービスの利用を終了させることができるものとします。

【著作権】

1. 本週刊情報誌の全文を転送される場合は、許可は不要です。一部を転載・配信、或いは修正・改変してblog等への掲載を希望される方は、事前に下記へお問い合わせください。

*尚、最新の本注意事項はリスク研究センターのホームページに掲載いたしますので、随時ご確認願います。

☛ <http://www.econ.shiga-u.ac.jp/main.cgi?c=10/2/3:12>)

*当リスクフラッシュをご覧頂いて、関心のある論文等ございましたら、下記事務局までメールでお問い合わせください。

発行：滋賀大学経済学部附属リスク研究センター

**編集委員：ロバート・アスピノール、大村啓喬、
菊池健太郎、金秉基、久保英也、
柴田淳郎、得田雅章、山田和代**

滋賀大学経済学部附属リスク研究センター事務局

(Office Hours:月一金 10:00-17:00)

〒522-8522 滋賀県彦根市馬場 1-1-1

TEL:0749-27-1404 FAX:0749-27-1189

e-mail: risk@biwako.shiga-u.ac.jp